

令和5年度 第1回

尼崎市人権文化いきづくまちづくり推進会議 会議録（要旨）

□ 日時 : 令和5年5月19日（金）9:30～10:30

□ 場所 : zoom を用いた web 会議

座長 : これより、令和5年度第1回人権文化いきづくまちづくり推進会議を開会する。

ではまず事務局から説明をお願いします。

事務局 : ——資料に基づき説明——

副座長 : 各部局での、今後それぞれの課題に対して、人権の取組を広げるためにどういった取組が必要か、具体的に検討されていることがあれば、それも含めて発言いただきたい。

なお展開方向1については、地域での取組で展開方向3にも掲載されているので、3のところでも発言をいただく。

(1) 展開方向2-(1)、【まとめシートP9～14】

副座長 : 外国人相談窓口からわかった課題に対して、ごみ便利帳や庁内案内板のベトナム語表示を行って対応した取組や、防災の取組では、外国籍の方や要配慮者の視点を踏まえた訓練や研修を意識して実施している。

今後、外国人アンケート結果などから見えてきた課題なども、関係部局と共有し、連携して支援策を検討する必要がある。課題や今後の取組の方向性について伺いたい。

委員 : 「1.17 は忘れない地域防災訓練」において、地域と一緒に外国人の方に参集いただき、避難所に向けた看板だけを見て避難所に辿り着けるか、といった訓練をしたところ、スムーズに避難できたという結果となった。今後、市内において様々な外国籍の方が増加することを踏まえると、地域毎の外国籍の数・人数等を重視する必要がある。例えば、現在の避難誘導板の外国語表記は英語・中国語・韓国語となっているが、ごみべんりちょうのベトナム語版や、庁内案内板のベトナム語表記のように、今後、ベトナム語の表記が必要か検討していかなければならない。

また、避難所運営について、女性や障がい者等への配慮を踏まえ、備蓄品の衛生用品の拡充や、妊婦や障がい者の方には、トイレに近い場所に避難していただく等のレイアウトを避難所マニュアルに追加する等しており、どこまで多様性に対して取り組んでいくか、引き続き防災訓練、備蓄、避難所のマニュアルの在り方など、時代に合った対応をしていくことが課題である。

副座長 : 先ほどの説明で触れられていた庁内案内板について、所管局からコメントはあるか。

委員： 庁内案内板について、以前は英語・韓国語表記であったが、韓国語を削除しベトナム語表記とした。案内板のスペースの関係上、三か国語表記までとなるが、時代に合わせて適宜対応していきたい。現時点で他の課題は認識していないが、時代に合わせて適宜対応していく。

(2) 展開方向 2-(2)、【まとめシート P9～14】

副座長： ユース相談窓口の周知などについては、地域振興センターを始めとする地域との連携による取組が見受けられる。課題や今後の取組の方向性について伺いたい。

委員： ユース相談支援事業に関して、ユース世代の引きこもり状態の若者及びその家族に対し支援活動をしている。市職員が初期面談を行った後、継続的な支援が必要と判断された場合に、業務委託先の専門員が自宅に訪問・相談対応を行い、自宅以外の場所での支援や家族交流会等を行う。

課題として、事業内容の周知が不十分であると考ええる。いくしあの職員が各地域課の会議に出席し、事業内容の周知を行っているが、学校を卒業・中退した若者に対して事業内容の周知が難しいため、地域の支援者、社会福祉協議会及び民生児童委員にも繋いでいただきたい。

また、ユース世代の引きこもり状態の若者が、自宅を出た際の対応についてもまだ不十分であると考えており、地域での居場所確保についても取り組んでいきたい。

(3) 展開方向 2、【まとめシート P14】

副座長： 誰もが楽しむことのできるインクルーシブな公園の整備が求められている。課題や今後の取組の方向性について伺いたい。

委員： インクルーシブな公園について、遊具などのハード整備だけでなく、整備目的や考え方を多くの方々と共有・認識しながら広めていくことが重要だと考える。現在、公園関係の職員が障害のある子どもの関係者が開催している、インクルーシブな公園に関するワークショップに参加したり、先進事例の見学などを行っている。令和5年度より設置要望が高く、人気が高いブランコの一部をバケット型に入れ替え予定であり、その使われ方を評価する中で、揺れる・跳ねる等の子どもの身体機能の発達の観点も取り入れ、今後の遊具の選定について検討していきたい。また、遠方から来られる障害者の方もおり、駐車場の設置や多目的トイレの整備も重要であると考ええる。例として、小田南で阪神タイガース2軍球場の整備や、大物公園、南の口公園といった大規模な公園のリニューアルを検討しており、その際においても多くの方々と整備目的や考え方を共有した上で、インクルーシブ遊具の整備だけでなく、子どもたちが気兼ねなく遊べる環境を作っていきたい。

(4) 展開方向 3-(1)、【まとめシート P15】

副座長： 学校での日本語指導の児童生徒への支援の充実については、具体的にはどういったものか。また、昨年度の審議会からも校則の見直しについて意見があった。ガイドラインを策定し、周知後の変化や効果について伺いたい。

委員： 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の具体例として、県が子ども多文化共生サポーターという、来日1年未満の児童生徒を対象とした、学校生活への早期適応を促進するための支援を行っている。サポーターは1日4時間勤務で、来日1か月は週4回、6か月は週3回、7か月以降は週1回の支援を行っている。その後、来日1年以上の幼児・児童生徒については市から多文化共生支援員を派遣し、学習面・生活面での指導や保護者への通訳など多文化共生の教育に取り組む、学校・園の教育活動を支援している。しかし、来日7か月以降は県のサポーター派遣回数が増えるため、令和4年度途中から、市の支援員を並行して派遣するようにしている。また、学校からの要望もあり、一昨年度から最新のポケットークを数台ずつ、学校へ貸し出せるような体制をとっている。

校則の見直しについては、令和4年4月に文部科学省が作成している生徒指導提要が改定される動きがあり、素案がホームページ上にて公開された。これを受けて、尼崎市教育委員会として「校則の見直しに関するガイドライン」の作成に取り組み、令和4年8月に素案を作成、小中高の校長会で説明を行った。生徒指導提要の改定時期が令和4年12月にずれ込んだが、同月にガイドラインを市のホームページ上に掲載した。ガイドラインの3つの柱として、児童生徒が校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築すること、必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定すること、校則を公表することとし、令和5年度の各学校の校則については順次、ホームページ上に掲載されていく。校則の見直しは進んでおり、髪型や制服について男女の隔てを設けている学校は非常に少なくなっており、残っている学校については今年度の課題としている。女子生徒のストラックスの選択制はほぼ全校で導入がされており、肌着や靴下についても選択の幅を持たせている。多くの学校で生徒の意見をクラスで話し合い、生徒会や生徒総会等で協議し、学校の教員と話し合って決めている。

(5) 展開方向1と3-(2)、【まとめシートP7~8、17~20】

副座長： 地域では、地域発意の取組、市民や団体等とのつながりによる取組などの広がりが見受けられるが、課題や今後の取組の方向性について伺いたい。

委員： 地域課では従来から様々な講座や講演会がなされてきたが、それが人権啓発に資する取組であると地域課が認識していないケースがあった。令和4年度からダイバーシティ推進課と地域課がまとめシートに関するやり取りをする中でそのあたりの共通認識を持つことができるようになってきている。

地域での課題としては参加者が増えず、限られているという点が挙げられる。例えばハンセン病の取組について、パネル展や講演会に参加された方は、次に療養所へ行きたい等の意見をいただくので、いかに新規参加者の裾野を広げて巻き込んでいけるか、といったことが今後の課題である。

人権というテーマ自体は非常に重いが、人権に触れる機会や切り口は多様であると考えており、今後も各地域のニーズや参加者の意向も捉えて進めていくべきであると考えている。

(6) 展開方向 3-(3)、【まとめシート P25】

副座長： 同和問題のほか、今日的テーマについても広く設定する必要がある事業所向けの人権研修について、課題や今後の取組の方向性について伺いたい。

委員： 人権一般についての講演会や新入社員向け研修を行っており、令和4年度で107社、計210人が参加した。その中で、多様な人材を受け入れ、働き手一人ひとりの個性や強みが発揮されることで、企業の生産性向上に繋がると考え、引き続き研修を実施していきたい。

(7) 展開方向 4 市職員【まとめシート P22～23】

副座長： 昨年は「SOGI（ソジ）ハラスメント研修」、「ALLY 養成研修」をテーマに実施し、動画などはアーカイブ化もしているとのこと。課題や今後の取組の方向性について伺いたい。

委員： 課題として、市職員が様々な人権に関する感度を高め、時宜に応じたテーマで学ぶなど、知識を備える必要がある。

令和4年度は多様化する人権問題の中でも特に「性の多様化」に着目し、ALLY 養成研修や SOGI ハラスメントに関する研修を実施してきた。令和5年度も引き続き研修の動画配信や、SOGI ハラスメントについては SOGI に関する相談窓口の周知を図っていきたい。

今後については、ここ数年で急速に深刻化している「インターネット上での人権侵害に関する課題」をテーマにした人権研修の実施を考えている。

また、主体的に人権問題を考える職員を育成するため、「ひょうご人権総合講座」に係所管課から職員を派遣し、人権に関して総合的に考えることができる職員の育成にも努めていく。

(8) 展開方向 4 教職員 【まとめシート P24】

副座長： いじめや体罰防止研修以外にも、マジョリティ特権など、常に新しい視点での学びも意識しながら取り組む必要があると思う。課題や今後の取組の方向性について伺いたい。

委員： 令和4年度には人権教育担当者研修として、講師に栗本敦子氏を招き、マジョリティ特権に関しての研修を行った。研修の中で、「多様性の寛容さ」と「他者の生き方への無関心」を併せ持つ若年層の考え方に働きかける教育の重要性について触れ、人権教育を改めて考え直す機会となった。

令和5年度は、人権教育担当者研修だけでなく、選択研修として「子どもの権利条約」をテーマに同氏を講師に招き、研修を実施する。マジョリティ特権を始めとして、新たな人権教育の視点や実践方法について考える研修を今後も実施し、

教職年数に応じた研修等、様々な教員を対象とした研修において、人権教育における新しい視点での学びの充実に努めていきたい。

(9) 展開方向 4 特定職業従事者【まとめシート P26】

副座長： 権利擁護や虐待など、課題が多様化している中で、求められる役割を果たすため、新たな人権問題に関する研修を実施することについて、課題や今後の取組の方向性について伺いたい。

委員： 当局では介護保険の事業所や、障害の事業所の従事者に対し、人権啓発に関する様々な勉強会や活動の支援を行ってきた。その中で、民生児童委員は各支部ごとで趣向を凝らした人権研修を行っており、ケアマネージャー等の介護保険サービス従事者に対しても、虐待時の対応や理解を深めるための研修を積極的に実施してきた。高齢者の増加に伴って、認知症患者の増加も想定され、認知症患者の権利擁護や虐待に関する課題も年々大きくなってきている。令和6年4月からは障害者差別解消法が改正され、民間事業者にも合理的配慮が義務化となるため、行政としては社会情勢にアンテナを張って、発信をしていくとともに、人権啓発活動の後押しを行っていく。

副座長： これまでの発表の中で、内容の確認・意見などあるか。

座長： インクルーシブな公園について、何をもってインクルーシブな公園なのか、定義が難しい。教育現場でも同様だが、全てをインクルーシブにまとめることで、子どもの健全な発達などを抑えない配慮も必要である。

例えば、公園というのは子どもが発達するにあたっての重要な要素を含んでいる。鉄棒なら体幹を鍛えたり、ブランコやシーソーなどの揺れる感覚は子どもの頃にしておいたほうが良いなどがあるかと思う。利用者の声を聴くのは大前提だが、子供たちの発達上の観点も重要であり、例えば、揺れる遊具の優先度が高いのであれば、障害の有無に関わらず経験できるようにする等、発達上の観点から調べても良いのではないか。こども青少年局や教育委員会などに専門家がいるため、意見を聞いてもらいたい。

また、公園は整備できるところから入れ替えていくかと思うが、住宅地から近くにある公園や自転車で行く公園、市内にある拠点的な公園など、都市公園法上の様々な都市公園の考え方があり。身近な公園か、或いは地区的な大きな公園から整備していくのか、どこをどのように整備していくのか、といった考え方がありと良い。

事業者の人権意識については、例えば採用に関わる差別や、不動産取引における差別など、実態が把握できているのか。

副座長： まず、インクルーシブな公園の定義や、規模による整備の優先順位などについて所管局より発言をいただく。

委員： 繰り返しにはなるが、インクルーシブな遊具・公園とは何か、整備目的も含めて多くの方々に共有・認識をしていただき、その遊具があることによって遠慮するような環境にならないようにしたい。

発達の観点で、健常な子どもと障害を持った子どもが同じ遊具で遊ぶことが難しい部分はあるが、例えば吹田にある江坂公園では、バオバブの木を模した大型遊具があり、バリアフリーゾーンでは障害を持った子どもも遊具の一部で遊ぶことができ、そのような観点を取り入れる必要があると考える。先行事例においても、全てをインクルーシブなエリアにするのではなく、子どもたちが遊べるようなエリアと、インクルーシブな観点で配慮されたエリアで分けられている場合もあり、そのようなエリア分けが必要だと考える。

また、指摘のあった通り、揺れる・跳ねるといった子どもたちの身体機能の発達の観点を入れることは大切であると考えており、専門家の意見を聞きながら、子どもの発達状況に合わせたような公園にしていきたい。規模については現状の考えとして、身近にある公園についてはバケット式ブランコを導入し、利用者の反応を確かめたい。また、都市公園法で定める、居住エリアから2~3kmにある近隣公園については、駐車場や多目的トイレの整備も同時に進めていく必要があり、利用圏や規模に合わせて、整備の内容も配慮する必要があると考える。

副座長： インクルーシブな公園づくりというのは経験が少ない分野であると考えてるが、特別支援教育を行う上で、公園づくりに関してアドバイスや知見などはあるか。

委員： 今すぐのアドバイスは難しいが、小学校・幼稚園での遊具もあるので、調査して回答する。

座長： 学校の遊具を入れ替える際に、インクルーシブな視点を入れるかどうか、大事な観点になるかと思う。

副座長： 座長からの2つめの問いである、事業所の人権意識や取組に関して、所管局より発言をいただく。

委員： 問いに関しては、実施主体である経営者協会に確認し、回答する。令和5年度の施策評価の課題にも掲げているが、これまでの取組成果やアンケート結果を分析して、適時、的確な内容の事業を打ち出していきたいと考える。

座長： 地域の方々が人権意識を持ちながらも、例えば、不動産取引などで話されているというような実態があれば、業界でも結束いただくような取組が大事であり、そのような取組がどれほど出来ているか関心を持っていただきたい。

副座長： ただ今、協議した内容を踏まえ、事務局で総評として取りまとめ、人権文化いきづくまづくり審議会から意見聴取を行い、外部評価の結果、課題や今後の方向性について、大幅な変更等が必要となった場合には、改めて当会議において調整を図ることとする。ただし、軽微な場合は、庁内関係部局と事務局との調整において行うこととする。

それでは、本日の会議の総評を座長より行っていただく。

座長： 今後の施策の推進に当たって、ダイバーシティ推進課だけが一生懸命取り組んでも進む分野ではなく、例えば地域を相手にしているところや、医療分野の関係者の方や高齢者の方など、それぞれの分野において人権意識を高めていかなければ解決していかないので、各局が関係する業界や関係者の方々と、しっかりと人権意識を共有するということについて、意識を持って取り組んでいただきたい。

以上で、本日の「人権文化いきづくまちづくり推進会議」を終了する。

以 上